役員及び評議員報酬等の支給規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人大美学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 50 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、手当、退任慰労金及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　役員とは、理事及び監事をいう。

⑵　常勤理事とは、理事長、副理事長及び常務理事をいう。

⑶　職員理事とは、学園の職員としての給与を支給している理事をいう。

⑷　非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。

⑸　職員評議員とは、学園の職員としての給与を支給している評議員をいう。

⑹　役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。

⑺　費用とは、役員及び評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

⑴ 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。

⑵ 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。

⑶　非常勤理事、監事及び評議員に対しては、理事会の決定により、別表第 2 に定める範囲内で報酬のみ支給することができる。

⑷ 第 2 号の定めにかかわらず、理事長が学園の職員を兼ねる場合、役員としての報酬等を支給することができる。この場合も、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加えるものとする。

（報酬額の算定方法）

第４条　常勤理事に対する報酬月額は、別表第 1 の範囲内で理事会が決定した額とする。

⑴　常勤理事以外の役員及び評議員に対する報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。

⑵　新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

⑶　常勤理事が退任し又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

⑷　常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

⑸　特別の任務を委嘱され月額で報酬が定められた非常勤理事には、第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

（賞与の算定方法）

第５条　常勤理事に対する賞与の額は、次の範囲内で理事会が決定した額とする。

⑴ 夏季賞与　　報酬月額の 1.5 か月分

⑵ 年末賞与　　報酬月額の 1.5 か月分

（退任慰労金の支給）

第６条　常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2　常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3　前２号により支給する退任慰労金については、役員退職慰労金支給規程に定めるところによる。

（報酬等の支給方法）

第７条　常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程を準用して、または役員退職慰労金支給規程により支給する。

2　非常勤理事、監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会又は評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

3　特別の任務を委嘱され月額で報酬が定められた非常勤理事への報酬の支給には、第１項の規定を準用する。

（費用）

第８条　役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表第３のとおりとする。

2　この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費規則第20条を準用する。

3　役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（補則）

第９条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第10条　この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

１．この規程は、令和２年４月１日から施行する。

１．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。

１．この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条第１項関係）常勤理事の報酬額

理　　事　　長	月　額　160 万円
副　理　事　長	月　額　120 万円
常　務　理　事	月　額　 90 万円

別表第２（第４条第１項関係）常勤理事以外の役員の報酬額

職　員　理　事	無　報　酬（給与規則に則り職員としての給与のみ支給）
非常勤理事	理事会等会議への出席　日額 20,000 円
	理事として特別の任務を委嘱された者　月額の上限 30 万円
監　　事	監事監査、理事会等会議への出席　日額 20,000 円
職員評議員	無　報　酬（給与規則に則り職員としての給与のみ支給）
評　議　員 ※職員評議員を除く	評議員会等会議への出席　日額 10,000 円

備考：日額の報酬については、オンライン会議での参加の場合、５割を減じて支払う。

別表第３（第８条第１項関係）

旅費の区分		旅　　費　　額
鉄　道　賃		旅客運賃　　グリーン料金　　特別急行料金
船　　賃		特　等　料　金
航　空　賃		実　　費
車　　賃		実　　費
日当	A	１０，０００円
	B	５，０００円
	C	１５，０００円
宿　泊　料		実費

備考：日当の欄のＡは、宿泊を伴う出張の場合、Ｂは、宿泊を伴わない片道 100 キロメートル未満の出張の場合、Ｃは、片道 100 キロメートル以上の地域への出張で、宿泊を伴わない場合とする。